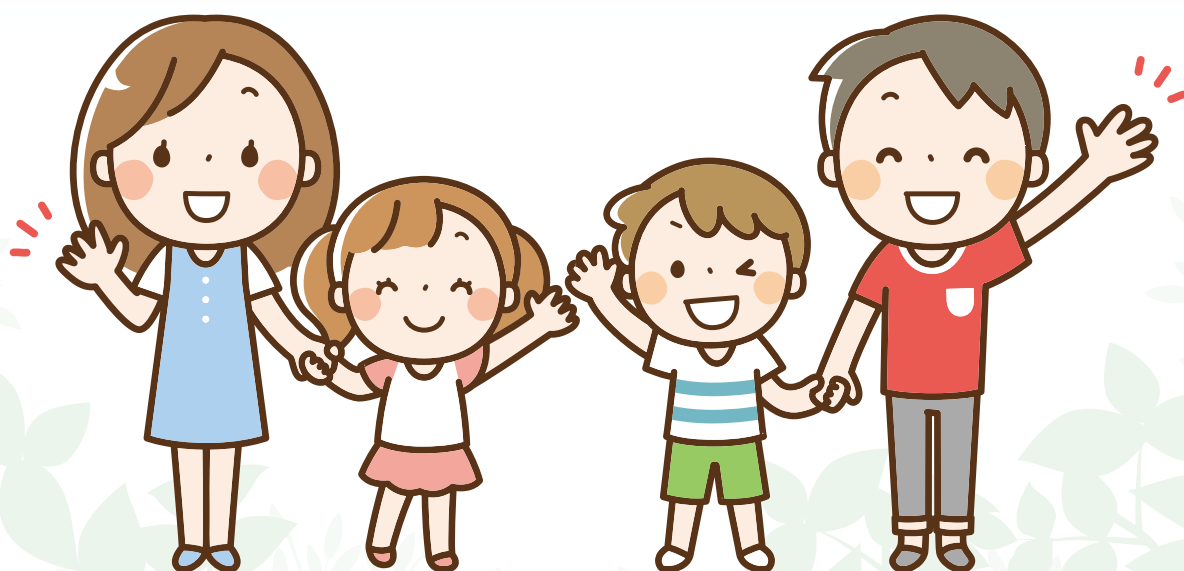


吉田町 子ども・子育て 支援事業計画

(吉田町次世代育成支援行動計画)

(計画期間：令和2年度～令和6年度)

概要版



令和2年3月 吉田町

1 計画策定の背景

核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築等、子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

2 計画策定の趣旨

本町では、これまでも子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援するため、保育の量的拡充や多様な保育サービスの提供、地域における子ども・子育て支援等に取り組み、次代を担う子どもたちが強く、たくましく生き抜けるよう、切れ目ない施策の充実に取り組んできました。

そこで、新たな『吉田町子ども・子育て支援事業計画(次世代育成支援行動計画)』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、また、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、第5次吉田町総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。

4 計画の期間

本町では、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

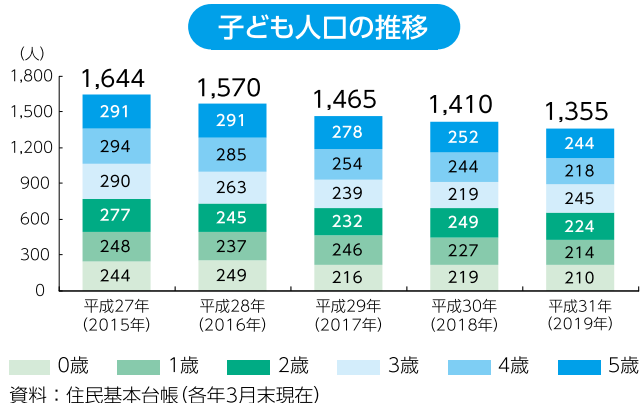
5

子どもと家庭を取り巻く環境の現状

1 子どもの人口について

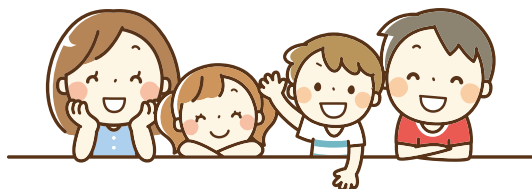
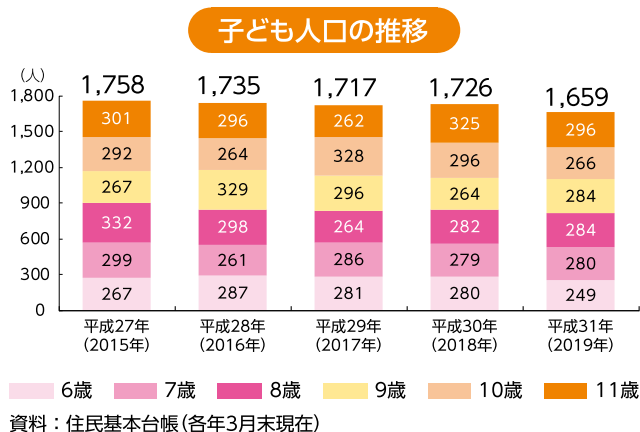
① 年齢別就学前児童数の推移

本町の0歳から5歳の子ども人口は平成27年以降年々減少しており、平成31年4月現在で1,355人となっています。



② 年齢別就学児童数の推移

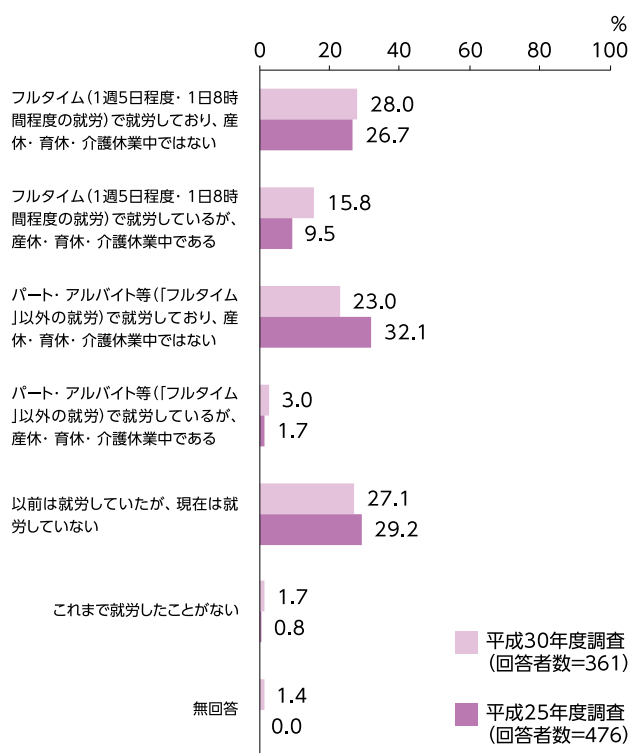
本町の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降減少傾向にあり、平成31年4月現在で1,659人となっています。



2 母親の就労形態について

就学前児童の保護者では、「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が28.0%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が27.1%、「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が23.0%となっています。

※“フルタイム”は、フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中である人を含む



6

施策の体系

【基本理念】

【計画】

【基本目標】

【基本施策】

子どもたちが健やかにいきいきと育つようみんなで子育てできるまち

子ども・子育て支援
事業計画

次世代育成支援
行動計画

1 地域における
子育て支援

2 子どもと親の
健康づくり

3 子どもが
健やかに育つ
環境の整備

4 子育てと仕事の
両立支援

5 子育てにやさしい
生活環境の整備

6 困難を抱える
子どもと
家庭への支援

(1) 量の見込みと確保方策

(1) 子育て支援施設及び
子育て支援サービスの充実

(1) 妊娠・出産・子育て期の
切れ目のない支援

(2) 食育の推進

(3) 思春期保健対策の充実

(4) 小児医療等の充実

(1) 次代の親の育成

(2) 学校等の教育環境の整備

(3) 家庭や地域の教育力の向上

(4) 子どもを取り巻く
有害環境対策の推進

(1) 多様な働き方の実現

(2) 仕事と子育ての両立の推進

(1) 良質な住宅の確保

(2) 安全・安心のまちづくり

(3) 子どもの交通安全を
確保するための活動の推進

(1) 児童虐待防止対策等の充実

(2) 子どもを犯罪等の被害から
守るための活動の推進

(3) ひとり親家庭等の自立支援の推進

(4) 障害児施策の充実

(5) 子どもの貧困対策

基本目標1 地域における子育て支援

核家族化や共働き家庭の増加等の社会状況の変化による保育ニーズの高まりに対応するため、乳幼児期における保育サービスの充実や就学児童の放課後の活動場所の充実を計画的に進めるとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境の整備を進めます。

基本施策(1) 子育て支援施設及び子育て支援サービスの充実

- 【主な取組】
- ① 児童館の運営
 - ② 地域子育て支援拠点事業
- 等

基本目標2 子どもと親の健康づくり

子育ての状況は、核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の変化に伴い、多様化しており、各々の子どもや家庭のニーズに対応したサービスの質・量を充実させる必要があります。

また、子どもと親の健康づくりは重要な課題であり、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

基本施策(1) 妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援

- 【主な取組】
- ① 出産祝金事業
 - ② 母子健康手帳交付
 - ③ 妊産婦・新生児訪問(乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業)
- 等

基本施策(2) 食育の推進

- 【主な取組】
- ① キッズクッキング
 - ② 保育所・幼稚園での食育活動
- 等

基本施策(3) 思春期保健対策の充実

- 【主な取組】
- ① 次世代への健康教育
 - ② 道徳授業
- 等

基本施策(4) 小児医療等の充実

- 【主な取組】
- ① こども医療費助成事業
 - ② 小児救急医療体制の周知
- 等



基本目標3 子どもが健やかに育つ環境の整備

子どもが権利を持つ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、今後も子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めます。

また、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組むとともに、子どもの自主性や社会性の育成及び家庭の子育て・教育力の強化等、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

基本施策(1) 次代の親の育成

- 【主な取組】
- ① 相談員の配置
 - ② 次世代への健康教育(未来のパパママ応援事業)
 - ③ 福祉体験
- 等

基本施策(2) 学校等の教育環境の整備

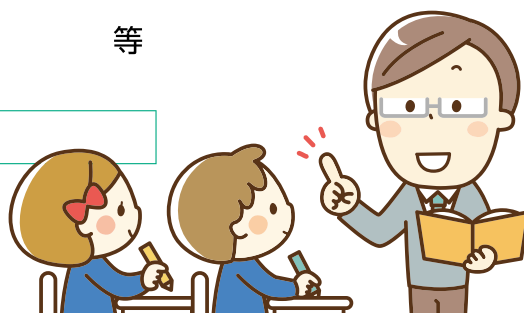
- 【主な取組】
- ① 学校評議員制度
 - ② 少人数教育
- 等

基本施策(3) 家庭や地域の教育力の向上

- 【主な取組】
- ① 子育てネットワークの形成
 - ② 子ども会活動
- 等

基本施策(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- 【主な取組】
- ① 情報モラル教育
 - ② 県下一斉少年補導
- 等



基本目標4 子育てと仕事の両立支援

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや放課後子ども総合プランを踏まえた放課後児童対策の充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

基本施策(1) 多様な働き方の実現

- 【主な取組】
- ① 企業・事業所に対する意識啓発
 - ② 子育てと仕事を両立させるための各種制度の普及啓発
- 等

基本施策(2) 仕事と子育ての両立の推進

- 【主な取組】
- ① 保育所の運営
 - ② 時間外(延長)保育
- 等

基本目標5 子育てにやさしい生活環境の整備

さまざまな子育ての不安や負担感の軽減をはじめ、安心して外出できるまちづくりや子どもの遊び場の整備等、引き続き、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに努めます。相談・情報提供の充実を図るとともに、経済的支援の充実や地域ぐるみの防犯体制の整備に努めます。また、子どもが安心して外出し、のびのびと遊ぶことができるよう、安全・安心な環境の整備に努めていきます。

基本施策(1) 良質な住宅の確保

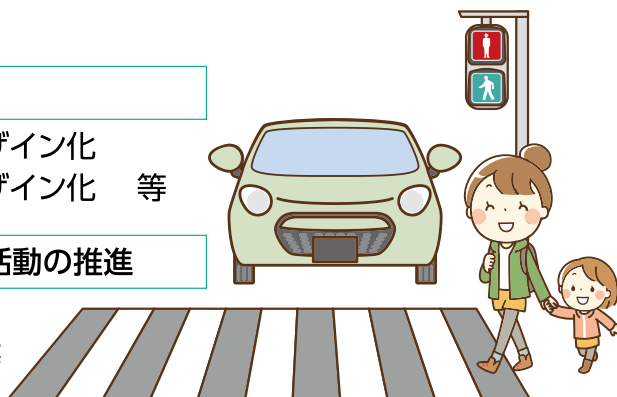
- 【主な取組】
- ① ゆとりある住宅の情報提供
 - ② 町営住宅の整備

基本施策(2) 安全・安心のまちづくり

- 【主な取組】
- ① 公共建築物のユニバーサルデザイン化
 - ② 民間建築物のユニバーサルデザイン化 等

基本施策(3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

- 【主な取組】
- ① 自転車乗り方教室
 - ② 交通指導員による立哨 等



基本目標6 困難を抱える子どもと家庭への支援

障害のある子ども等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。また、「子どもの貧困」についても、国が示す方向性等をふまえながら、相談対応や負担軽減等の支援施策の充実について、経済的困難を抱える家庭への対応を検討してまいります。

基本施策(1) 児童虐待防止対策等の充実

- 【主な取組】
- ① 要保護児童対策地域協議会の運営
 - ② 通告義務の周知 等

基本施策(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- 【主な取組】
- ① 防犯意識の高揚
 - ② 防犯講習会

基本施策(3) ひとり親家庭等の自立支援の推進

- 【主な取組】
- ① 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付
 - ② 母子家庭に対する就職相談 等

基本施策(4) 障害児施策の充実

- 【主な取組】
- ① 療育体制の充実
 - ② 障害児保育(こども発達支援事業所等) 等

基本施策(5) 子どもの貧困対策

- 【主な取組】
- ① 子どもの貧困支援
 - ② 子ども食堂の可能性検討

8

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の
量の見込みと確保方策

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

区 分		実 績	推 計				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 2号認定(教育)	量の見込み	418人	377人	387人	371人	362人	354人
	確保量	(1号)	450人	450人	450人	450人	450人
2号認定 (保育)	量の見込み	306人	350人	352人	345人	336人	329人
	確保量	(2号)	352人	352人	352人	352人	352人
3号認定 (0歳)	量の見込み	44人	51人	51人	51人	50人	50人
	確保量		51人	51人	51人	51人	51人
3号認定 (1・2歳)	量の見込み	212人	202人	201人	200人	197人	197人
	確保量		202人	202人	202人	202人	202人

(2) 地域子ども・子育て支援事業

区 分		実 績	推 計				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
時間外 保育事業	量の見込み	144人	159人	160人	156人	153人	151人
	確保量		159人	160人	156人	153人	151人
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	309人	422人	404人	398人	393人	391人
	確保量		518人	518人	525人	525人	525人
子育て短期 支援事業	量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	確保量		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	8,734人	9,899人	9,703人	9,606人	9,522人	9,480人
	確保量		9,899人	9,703人	9,606人	9,522人	9,480人
一時預かり (幼稚園)	量の見込み	26,762人	29,286人	30,000人	28,811人	28,058人	27,503人
	確保量		29,286人	30,000人	28,811人	28,058人	27,503人
一時預かり (その他)	量の見込み	1,023人	1,182人	1,178人	1,153人	1,135人	1,124人
	確保量		1,182人	1,178人	1,153人	1,135人	1,124人
病児・病後児 保育事業	量の見込み	0人	10人	10人	10人	10人	9人
	確保量		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
子育て援助活動 支援事業	量の見込み	208人	192人	182人	178人	179人	177人
	確保量		192人	182人	178人	179人	177人
利用者 支援事業	量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保量		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
妊婦健康診査 事業	量の見込み	2,548人	3,248人	3,220人	3,192人	3,178人	3,164人
	確保量		3,248人	3,220人	3,192人	3,178人	3,164人
乳児家庭 全戸訪問事業	量の見込み	230人	232人	230人	228人	227人	226人
	確保量		232人	230人	228人	227人	226人
養育支援 訪問事業	量の見込み	99件	231件	231件	231件	231件	231件
	確保量		231件	231件	231件	231件	231件

吉田町子ども・子育て支援事業計画(吉田町次世代育成支援行動計画) 概要版
(計画期間：令和2年度～令和6年度)

令和2年3月

発 行：吉田町 こども未来課

〒421-0395 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地

電 話：0548-33-2153 F A X：0548-33-2155